

# タヌキやキツネに出会ったら

**野生動物は、鳥獣保護法により、原則として捕獲（殺傷を含む。）が禁止されています。**（捕獲許可・狩猟の場合を除く。）

- ▶ 家にタヌキやキツネが入り込んできたら
  - ・・・ 噛まれないよう気を付けて、追い出してください。
- ▶ 家の敷地内や道路でタヌキやキツネが死んでいたら
  - ・・・ 役場にご連絡ください。

	【通報先】	
穴水町役場		52-0300